第8回 尼崎らしいまちづくりのルールを考える市民懇話会 次 第

日 時 平成27年5月10日(日)午後1時30分から場 所 小田公民館ホール

- 1 事務局あいさつ
- 2 久先生話題提供 「協働を進めていくための行政の組織や職員の姿勢のあり方、 行政と市民との関係について」
- 3 グループワーク 「行政運営~協働を進めていくための行政組織と職員のあり方~」
 - ・市役所(市職員)とこれまで関わった経験から
 - ・職員はどのような姿勢、資質があれば良いか
 - ・組織はどのような体制、動き方であれば良いか
- 4 振り返りシート記入
- 5 次回のご案内

日 時: 平成27年6月14日(日)午後1時30分から午後4時まで

場所:小田地区会館大会議室

テーマ: 住民投票制度の導入について

テーマ「まちづくりを進める上で、各主体に必要な権利や責務について」

第7回(H27.4.18) 尼崎らしいまちづくりのルールを考える市民懇話会で出た意見のまとめ

情報について

	市民個人	団体(町会、事業者等)	行政
	情報を得る	地域の情報を得る	地域の情報を得る
	・まちづくりの情報を得る	・地域活動に関する情報を得る	・地域に関する情報など様々な情報を収集する
	・市報や掲示板に目を通す	・情報を受け取る	
権	・必要な情報を自由に得ることができる	行政情報を得て、市民に発信する	
利	情報を発信する	・市の情報を知る、得られる	
ጥሀ	・知った情報を発信する	・行政からの情報を得る権利を持ち、その権利の中	
	・面白かったことを伝える(口コミ、SNS 等での発信)	から、活動をしながら市民に発信していく	
	・「楽しい」と思ったことを発信	地域の個人情報を必要に応じて開示できる	市民活動の情報を把握する
	・特技を他者に知らせる	・ゆるやかな個人情報の開示	・市民の小さな活動の把握
	情報を得る	情報を積極的に集める	市民活動の情報を広く知らせる
	・市報等身近な資料に目を通す	・情報収集	・情報を丁寧に集め、伝える
	新聞を読む	得た情報を地域に伝える	・収集した情報の提供
責		・得た情報を分け合う	行政情報を公開し、わかりやすく発信する
務		・個人や他団体に情報を発信する	・行政の事業の情報を発信すること
135		・参画する人々、地域への情報提供・公開	・情報の公開
		団体の活動内容をわかりやすく公開する	・窓口の明確化
		・活動内容を明確にする	・ありとあらゆる媒体に検索しやすい情報の整備と発信
		・活動内容を透明化する(情報公開)	・市民への情報発信を工夫する

	市民個人	団体(町会、事業者等)	行政
	まちに関心を持ち、参加する	行政が行う事業等へ参加・参画する	施策を実施する
	・まちに興味を持つ	・行政への参画	・まちづくりの決定事項を実行に移す権限
	・興味を持ち、参加できることには参加する	市民が興味を持つような催しを企画する	・権限を持つ
権	・面白がって色々参加する、やってみる	・市民が参加しやすい企画	・決定して実行に移す
	・情報を受け取り、参加すること	・魅力のある催し	・法律の執行
	・市や町会の行事に参加してみる	行政からの支援を受ける	
	・行政への参画	・地域活動に対する行政からの支援	
		地域で決まったことを実行する	
		・決定事項を実行に移す権限	
	自分が関わる地域に関心を持つ	個人や行政に働きかける	市政や地域に参画しやすい仕組みをつくる
	・自分の住んでいる地域に関心を持ち行動する	・個人にも行政にも積極的に働きかける	・市民が参画できるような機会をつくること
	・地域やまちづくりに関心を持つ	・単独団体で解決が難しい課題であれば、他団体とま	市民や市民活動に関心を持つ
	まちづくり活動への参加・参画に努める	とまり、行政等へ働きかける	・市民に関心を持つ
	・まちづくりの活動にできるかぎり自主的に参加する	地域の自治活動を行う	市民の活動を支援する
	・活動に参加する、協力をする	・自治会、見守り活動	・まちづくり、人づくりの活動支援
	・参画、協働につとめる	・学校単位、清掃活動	人材を育てる
	・楽しいことだけでなく嫌なことも参加するよう努力	・決まったことを実行に移す	・まちづくりのリーダー(人材)育成に努める
	する	市民の意見や要望を踏まえ活動する	
	・自分のできる範囲だけでも掃除をする	・市民から出た要望を集約し、実現させる	
	社会の一員としての行動を心がける	・団体のメンバーの意見をよく聞き、まとめ、団体と	
	・「公共の福祉」の観点を持って行動する	して解決できることがあれば解決する	
	・思いやりと優しさをもつ	活動資金を確保する	
	人材を育てる	・地域を良くする補助金&自主財源の確保	
	・次世代を育てる	市民の権利を守るために市民と共に行動する	
		・市民に近い立場で、市民の権利を守る行動をし、市	
		民とともに動いていくこと	
		参加しやすい企画や仕組みをつくる	
		・協力してもらうためにどのような企画をするか	
		・多くの人がまちづくりに参加しやすい条件や仕組み	
		をつくる	
		人材を育てる	
		・後継者の人づくり	
		社会貢献(事業者)	
		・社会に貢献すること	
		・長時間労働をなくす(健康維持、まちづくりや子育	
		てへの参画)	

意見について

- 70				
	市民個人	団体 (町会、事業者等)	行政	
	自分の意見を表明する	市民や行政に対して要望する	市民や団体に対して要望する	
	・自由に自分の考えや思いを発することができる	・市民や行政に要望する	・市民や団体への要望	
	地域の団体や行政に要請をする	まちづくりに関する提案を行う		
権	・団体や行政への要請	・まちづくりについて積極的に提案する		
利	様々な提案をする	市民の話を聴く	キ兄仰Ⅰめ母はの辛目をキしめる	
	・積極的に提案することが出来る	中氏の品を聴く ・個々人の相談を聞く	市民個人や団体の意見をまとめる ・市民個人、団体の意見をまとめ、仕組みとして一般	
	話を聞いてもらう	・個々人の作談を闻く 市民の意見や要望を行政へ伝える	・川氏個人、団体の息見をまとめ、仕組みとして一般 化、普遍化する	
	困りごとの相談を聞いてもらう			
	まちづくりに関する提案を積極的に行う	ー ・市民の要望をまとめて行政に伝える ま民のまた焦め、聴く(まなるの写味)	話を聴く、相談に乗る	
責	・積極的に提案していく	・市民の声を集め、聴く(市政への反映)	・市民の相談に乗る	
務	自分の言動に責任を持つ		・耳を傾ける	
	・個人の発信・態度をできるだけ明らかにする		・意見を聞く	

交流、場づくりについて

	市民個人	団体 (町会、事業者等)	行政
	つながりをつくる	市民同士が話し合える場をつくる	
	・仲間をつくる (つながる)	・話し合いの場をつくる (個人の声を集める)	
	公共の資産を活用する	・市民一人ひとり、町会の人たちが出会える場づくり	
権	・行政資産の活用	・色々な形で市民同士が出会える場	
	・集える場を活用する	・知らない人同士が気軽に集える機会や場をつくる	
利		・地域を良くするために必要なことについて話し合う	
		ことができる	
		公共の資産を活用する	
		・行政(市民)資産の活用	
	人との交流を心がける	個人と行政のつなぎ役になる	市民同士が話し合える場をつくる
	・人と交わり、良い按配さで生活する	・行政と個人のパイプ役	・市民の主体性促進のため、話し合いの機会を提供す
	団体に協力する	・個々人の考えや意見を吸い上げ、行政に伝えていく	る場づくり
責	・団体(町会)に協力をする	ような協議の場を設ける	・話し合いの機会を積極的に設置する
務		市民や団体のつながりをつくる	・つながる場の提供
		つながれるような企画	・住民との協議の場を設ける
		・他団体とつながる	公共施設を有効に活用する
		・開かれた場をつくる	・箱物を提供

ルールについて

	市民個人	団体(町会、事業者等)	行政
権	まちのルールを知る		ルールをつくる
利	・どんな決まりがあるのかを知る		・決まりをつくる
	ルールやマナーを守る	ルールを教える	ルールを教える
	・決まりを守る(周りの人がルールを破っていても自	・決まりを守らないといけない理由を、子どもやルー	・決まりやその決まりを守らないといけない理由を教
	分が気をつけられるようにする)	ルを守らない人に伝える	える(ゴミ出しルールを守らないと、誰かの仕事が
責	・地域や社会のルールを守る(ゴミ出し、人に迷惑を		増え、環境にどんな影響が出るかを教える)
務	かけないなど)		・市民に決まりを伝える(広報、啓発)
	・ポイ捨てをするなど人に迷惑をかけない		
	社会規範を守る		
	・マナーを守る		

安全・安心について

	市民個人	団体(町会、事業者等)	行政
	安全、安心に暮らす		
	・最低限度の生活をするために経済的に自立する		
権	・「健康で文化的な最低限度の生活」を営む		
利	・困ったときに助けを求めることができる		
小川	・自己の生命、財産を災害や犯罪等から守られる		
	・心豊かに生きることができる		
	・安心して暮らせること、気持ちよく暮らせること		安全、安心に暮らせる環境づくりを行う
±	自ら安全、安心(健康)に暮らせるよう心がける		・「健康で文化的な最低限度の生活」を保障する
責	・安全な社会づくりにつとめる		・市民の生命、財産を災害や犯罪等から守る
務	・定期健診を受ける(健康維持のため)		・市民が安全安心に生活できるような仕組みづくり

その他

	市民個人	団体(町会、事業者等)	行政
		・公平性を度外視する	・行政に権利という概念はなじまないように思う
権		・地域でどのような役割を果たしているかで権利は違	・小さな子どもたちへの地元愛の教育
利		ってくる	
个!		・個人の責任にならない	
		・会社や子育てを卒業された方の力を借りる	
	・役所の窓口業務の学習		・思いやりとやさしさをもつ
責			・職員や議員は尼崎市に居住する
矜			・議員は議会に出席する
			・持続性があるまちづくり

テーマ「まちづくりを進める上で、子どもに必要な権利等について」

第7回(H27.4.18) 尼崎らしいまちづくりのルールを考える市民懇話会で出た意見のまとめ

	第 7 回 (H27. 4. 18) 尼崎らしいまちづくりのルールを考える市民懇話会で出た意見のまとめ			
	① 子どもの権利	② 権利を守るための方法や仕組み		
	直接意見を言う、伝える	子どもが意見を言える機会をつくる		
	・意見を言う	・ワークショップ等の機会を設定するなど、子どもの意見を吸い上げる仕組みをつくる		
	発信する	・子どもの意見をきちんと聞く機会を持つ		
	・子ども目線の意見を述べる	まちづくりなどに参画する仕組みをつくる		
_	大人に意見を代弁してもらう	・子どもをまちづくりに参画させる		
子		社会の中に意識的に子どもの役割をつくる		
ئے		・子どもに役割を与え参画してもらう		
ŧ		住んでいる地域や地域の人について知る機会をつくる		
の		・地域の成り立ちやそこで働く人たちの仕組みを学ぶ機会		
参	・まちづくり(環境、交通など)を学ぶ	社会体験ができる機会をつくる(シチズンシップを育む機会をつくる)		
画		・色々な人と交わり、色々な感動体験により健全に育つ仕組みをつくる		
		・地域と行政ともに様々なテーマごとに学ぶ機会を設ける		
		・学びの実現、感動体験		
		・人が1人では生きていけないことを知る機会		
		・勉強だけでなく、心の発達のための仕組みづくり		
	・食べる、寝る、遊ぶが満たされた安全安心の環境整備を受ける	・安全は地域で考える		
	・健康に育つ	・地域で見守る仕組みをつくる(学生や高齢者の力を借りる)		
	・食事、食卓を持てる	・登下校の見守り		
	・病気や怪我をしたら病院に行ける	普段から子どもの様子に気を配る		
	・養育を受ける	・子どもが発する「サイン」を読み取る		
	・保護や育成を受ける	・虐待など子どもの状況をつかむシステム		
	・ちゃんと親に育てられる子ども	・親も教師も地域の人も愛情を持って関わる		
	・秘密を守られる	子育てを支援する		
	・社会に育て、守ってもらう	・子育てをするためのサポートをする(子どもを育てやすい社会にする)		
	・虐待されない	・地域で育てる(特に1人親世帯や共働きで子どもが単身でいる家庭等は見守る)		
	・犯罪等から守られる	・子育でに関して、共助を実現するための地域協力体制の完備		
	・児童ポルノなどの悪い情報から守られる	・子育てをする支援		
	居場所がある	居場所をつくる		
	・「集い」や「居場所」づくり	・安心していられる居場所をつくる		
子	・寺子屋的な居場所のサポート	権利が脅かされそうなときの駆け込み寺をつくる		
ٹے	学校教育を受ける	・相談できる場所の分かりやすさ		
ŧ	・子どものための教育レベルアップ	平等で質の高い教育を提供する		
を		・平等な教育を受けられるように整備すること		
守	・教師を選べる権利	・人材育成のため、教育に投資する		
る	 保護者の経済状況にかかわらず平等に教育を受ける	・学習塾 (学習サポート) の支援		
	・保護者の収入に関係なく、平等に教育を受ける	・きめ細やかな対応で学びが確実なものに		
	保護者が教育される	保護者の経済状況に伴う教育機会の格差の是正に努める		
	親の教育	・貧困対策		
		・教育格差の問題を解決する方法を考える		
		・大学生、定年退職者などのボランティアが教える無償の塾		
		・寺子屋的なノンジャンルな(教え)の居場所		
		・返済しなくて良い奨学金の設置		
		・義務教育の拡大		
		学校などの機関を整備する		
		・保育所、幼稚園、学校等の整備		
		その他		
		・希望が持てる地域社会の仕組みづくり		
		・半官半民の子ども食堂		

意見交換の各テーマの関係性イメージ

~自治を進める上において必要なテーマで、意見交換を行います~

住民自治の推進

情報の共有 <第3回>

市政の情報

市民活動・地域の情報

市政への参画 <第4回>

住民投票 <第9回>

身近な地域での自治

(地域コミュニティの活性化) **<第5.6回>**

各主体の権利と責務 <第7回>

行政

市民個人

市民

会》中

事業

付託を受けて運営

住民自治を支える姿勢

行政運営 <第8回> (団体自治に関する主要な事項) 今日はここ!

グループワークのすすめかた



今日の目的(ゴール)

協働のまちづくりをより進めていくために、行政の組織や職員のあり方はどのようなものであれば良いかについて、ご自身の経験を踏まえて様々な視点から意見交換を行い、意見交換を経ての考えを「振り返りシート」に書き落とします。



進行予定

	内容	時間
説明	事務局より進め方、グランドルールについて	10分
第1 セッ ション	●役所と関わってきたこれまでの経験から困ったことやもっとこうしてほしかったということ、また反対にあの職員は良かったという体験や役所のこういったところが良かったということなどを洗い出す ・簡単に自己紹介(1 人 20 秒・名前と属性くらい) ・付箋に意見を書き出しましょう ・書いたことを口にしながら模造紙に貼っていきます(似た意見を集めながら) ・各自、どうしてそのように思うのか意見交換します	20分
第2セッション	 ●第1セッションで出た意見を踏まえて、協働のまちづくりを進めていくためにはどのような職員であれば良いかを考える ・付箋に意見を書き出しましょう ・書いたことを口にしながら模造紙に貼っていきます(似た意見を集めながら) ・各自、どうしてそのように思うのか意見交換します 	25分
第3セッ ション	 ●第1、第2セッションで出た意見を踏まえて、協働のまちづくりを進めていくためにはどのような組織であれば良いかを考える ・付箋に意見を書き出しましょう ・書いたことを口にしながら模造紙に貼っていきます(似た意見を集めながら) ・各自、どうしてそのように思うのか意見交換します 	25分

第8回 尼崎らしいまちづくりのルールを考える市民懇話会「振り返りシート」

氏名
(1)久先生の話題提供及びグループでの意見交換を経てのお考えをお書きください。
① 職員はどのような姿勢、資質があれば良いか
② 組織はどのような体制、動き方であれば良いか
③ 職員や市役所と良好な関係をつくっていくために必要なこと

(裏面あり)

(2)本日の懇話会で感じたことなどがありましたらご自由にお書きください。
 ご協力ありがとうございました。
このとのでは、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これに

住民投票について

●住民投票制度とは

住民投票制度は、市政運営上の重要事項について、直接、住民の意思を確認するもので、議会制間接民主主義を補完し、住民の意思を把握するための手段として制度化されている例があります。具体の実施事例としては、市町村合併や産業廃棄物処分場の建設、原子力発電所関係など、当該自治体における重要案件が対象となっています。

●今、尼崎市において住民投票を実施するには?

尼崎市において、市政運営上の重要な事項が生じた場合に、市民がその是非を問う住民投票を住民の発意によって実施するためには、地方自治法第74条の規定に基づく直接請求による「(当該事項に関する)住民投票条例」の制定請求と当該条例案の議決が必要となります。

地方自治法第74条第1項(抜粋)

第74条 普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者(以下本編において「選挙権を有する者」という。)は、政令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例(地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)の制定又は改廃の請求をすることができる。

●直接請求による「住民投票条例の制定請求」(個別型)

直接請求による「住民投票条例の制定請求」を行うには有権者の50分の1(2%)の署名をもって市長に請求することとなります。(尼崎市の有権者数は現在、約38万人なので、7,500人程度となります。)

市長はこの請求を受けて、「住民投票条例」を議会に提案することとなります。議会 でこの条例が可決されれば住民投票実施となり、否決されれば住民投票は実施され ないこととなります。

なお、一般的に次のようなメリットやデメリットがあると言われています。

メリット

・個別案件ごとに、投票の必要性について 検討するため、制度の濫用を防止できる

デメリット

- ・その都度、議会の議決を要するため実施 までに時間を要する
- ・議会がそもそも住民の意向と対立した意 見を鮮明にしている場合には、住民投票 条例が否決されてしまうこととなる
- ・同一の案件であっても、争点が変わると 改めて署名を集めるところから始めなけ ればならない

●常設型住民投票条例

個別案件ごとに、その都度議会の議決を得て住民投票条例を設ける直接請求による制度に対し、一定の住民発議の要件を満たした場合に、個別に議会の議決を経ずに 実施する住民投票の制度を「常設型住民投票制度」といいます。

平成 12 年に愛知県高浜市が全国初となる常設型「住民投票条例」を制定し、当該条例においては、「当該投票資格者名簿に登録されている者は、市政運営上の重要事項について、その総数の3分の1以上の者の連署をもって、住民投票を請求することができる」旨が規定されています。

なお、一般的に次のようなメリットやデメリットがあると言われています。

メリット

- ・一定以上の署名を集めることで、議会の 議決を経ないで、確実に住民投票が実施 できる
- ・要件を満たせば住民投票を実施すること になるため、発議または請求から実施ま でに要する期間が比較的短い

デメリット

- ・制度の濫用を招く可能性がある
- ・頻繁に実施された場合大幅な経費負担を 強いられる
- ・問題が成熟していなくても住民投票にか け得る
- ・投票の対象とする、または対象としない 案件を定めるなど制度設計が困難

●住民投票結果の取扱い

住民投票の結果を実際の市政運営にどのように反映させるかは、首長、議会の判断となります。投票結果が、首長、議会を拘束する仕組みを住民投票条例に規定することは、違法であるとするのが通説であり、住民投票の結果を「尊重する」と規定するのが一般的となっています。

●運用上の課題(法解釈上の疑義と課題の実例)

- ・主権者の意思を直接問う住民投票は一見、魅力的な制度に映るが、間接民主制、い わゆる議会制民主主義を形骸化しかねない
- ・住民投票を実施し、地域優先で物事を決めてしまった場合に、国全体から見る視点 が欠けてしまう危険性がある

「尼崎らしいまちづくりのルールを考える市民懇話会及び タウンミーティング」の今後の開催日程について

市民懇話会

	開催日	会場
10	平成27年9月13日(日)	小田地区会館大会議室

時間:午後1時30分から午後4時まで

テーマ (予定): これまでの意見 (全体) の共有

振り返り(尼崎の住民自治において大切なこと)

タウンミーティング

地区	開催日	会場
園田	平成27年7月11日(土)	園田公民館ホール
武庫	平成27年7月18日(土)	武庫公民館ホール
立花	平成27年7月25日(土)	立花地区会館ホール
大庄	平成27年8月1日(土)	大庄地区会館ホール
中央	平成27年8月29日(土)	中央地区会館大ホール
小田	平成27年8月30日(日)	小田地区会館ホール

時間 (予定):午後1時30分から午後4時まで

テーマ (予定): 地域コミュニティの活性化と地域自治